

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など 【福祉課】

①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

第9期介護保険事業計画より基金取り崩しにより介護保険料の引き下げを行い、県内で最も安い保険料となっています。2025年団塊世代がすべて75歳以上の後期高齢者となりました。今後の要介護認定者数の増加および給付費の増も見込む必要があります。

その上で、安定した介護保険事業の運営ができるよう努めてまいります。

また、介護保険料の段階については所得に応じて設定しており、町独自の制度

は考えておりません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

法のとおり減免とし、町独自の制度は考えておりません。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

法のとおり減免とし、町独自の制度は考えておりません。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

町独自の施策の実施は考えておりません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

国の基準に準じて運用してまいります。また、報酬単価につきましても同様です。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

この制度の採用については、今のところ考えておりません。今後検討が必要な場合は、地域のケアマネジャーや事業者などの意見を伺い、慎重に検討してまいります。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

対象品目の縮小は特に行っておりません。また要介護度にかかわらず、申請により必要性を認めれば利用はできるようになっております。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

町独自の施策の実施は考えておりません。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者の方が地域で安心して暮らせるよう介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供する地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

入所の必要性がある要介護1・2の入所希望者が困らないよう努めてまいります。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

町独自の施策の実施は考えておりません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

町独自の施策の実施は考えておりません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

法の定めに従い、指導してまいります。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。
必要に応じて、運営指導等で聞き取りを行っております。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
令和8年度より2万円の補聴器購入助成制度を開始しております。なお、無料検診事業については、現在考えておりません。
- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。
外出支援の施策の充実に努めてまいります。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
近隣市町の情報も収集しながら、計画の作成に努めてまいります。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。
現時点での実施は考えておりません。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。
現時点での実施は考えておりません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。
計画の作成にあたっては、例年1回開催の介護保険運営協議会を4回開催するとともに、住民代表として被保険者の方を委員として委嘱しております。また協議会の傍聴については、町ホームページに掲載をしております。なお計画案が整い次第、パブリックコメントを募集してまいりたいと考えております。
- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。
計画策定を進める中で、検討してまいります。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。
すべての対象者に送付をしております。

2. 国保の改善 【住民課】

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
事業費納付金の財源となりますので、納付金額に基づいて検討していきます。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。
財政調整基金は財源不足が生じた際の補填として活用しています。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
現在の減免制度の拡充は考えていません。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
現在の減免制度の拡充は考えていません。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。
現時点では考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している被保険者について、納付相談の機会を確保するために行うものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行います。
- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
納税相談により生活実態の把握に努め、滞納者の状況に応じて適正に対応しています。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
差押えについては、差押禁止額等の法令を遵守し対応しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。
現時点では考えていません。
- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。
現時点では考えていません。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。
現時点では考えていません。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
国基準に基づいた要綱により実施しています。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
周知に努めます。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。
資格確認書を全加入者へ一律交付することは考えていません。

(1) 生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

申請や相談に係る手続きについては、愛知県の指示に基づき行っております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

福祉課窓口「生活保護」の担当である旨の掲示をしています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、扶養照会は愛知県が行っております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、ケースワーカーは配置しておりません。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

本町は福祉事務所を設置していないため、ケースワーカーは配置しておりません。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

本町は福祉事務所を設置していないため、ケースワーカーは配置しておりません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

本町は福祉事務所を設置していないため、就労支援員など専門性のある職は配置しておりません。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給を含め決定は愛知県が行っております。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、自立相談支援は行っておりませんが、各担当部署とは連携を図ってまいります。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。愛知県作成のチラシを窓口を設置し、HP に愛知県へのリンクを設置しています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

本町は福祉事務所を設置していないため、支給内容を含め決定は愛知県が行っております。

4. 福祉医療制度 【住民課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

子ども医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療については、県制度から拡充して実施しています。

後段については、現時点では考えていません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

実施しています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

前段については、実施しています。

後段については、精神通院について実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

県制度からの拡充として自立支援医療対象者、ひとり暮らしの方を現物給付(窓口無料)の対象としていますが、住民税非課税世帯であることのみを要件として、制度の対象とすることは考えていません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

令和5年7月より実施しています。拡充については、現時点では考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進 【学校教育課】【健康・子育て課】

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP

〇やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

町が主体となって、取り組んでおりませんが、地域において活動している方へは、PR等の支援を行っております。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

令和6年4月にこども家庭センターを設置しており、専任で4名配置しております。

(2) 就学援助制度の拡充 **【学校教育課】**

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

生活保護基準の1.3倍で対応しており、現時点では変更は考えておりません。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

現時点での拡充は考えておりません。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

年度当初の受付は学校に提出してもらい、申請者の負担を軽減しています。年度途中の申請については、「就学援助のお知らせ」を町広報誌に掲載及び児童生徒保護者に配布して周知しています。

★(3) 義務教育無償化 **【学校教育課】**

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

小学校については無償化を実施しております。

中学校については多子世帯減免制度を実施しており、今後無償化拡大に向けて検討します。

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

就学援助を実施しており、義務教育全体を無償化は現時点での拡充は考えておりません。

★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について **【健康・子育て課】**

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

現在、国による減免対象を上回る同一入所時、第2子の副食費全額免除を実施しております。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

公立保育所の給食は、すべて自園での調理を行っており、外部搬入は行っておりません。

★(5) 子どもの権利を保障する保育の質の向上 **【健康・子育て課】**

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

保育士の配置基準については、国の基準に基づき実施しております。1歳児につきましても国の改正にあわせて実施してまいります。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

維持できるところまでは、維持に努めてまいります。少子化に伴い、統廃合は必要であると考えております。また、育児休業を取得した際の保育施設の退園については、令和8年度から2歳児は継続利用できるようにしております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

町として単独での指導監査は実施しておりませんが、県の指導監査の際には同行し、職員は指導保育士が同行しております。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。令和6年度から町内の公立保育所1か所で実施しており、今後も公立保育所1か所で実施していく予定です。実施に伴い、保育士1名を確保しております。

6. 障害者・児施策 **【福祉課】**

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

現時点での手当額の増額は考えておりません

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

令和8年4月より利用者区分身体介護(無)の単価を増額しました。

- ④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

待機児童となっている障害児はおりません。

- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

現時点での町独自施策は考えておりません。

3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっているよう支援してください。

「のぞまないセルフプラン」はない、と認識しております。

また、昨年美浜町内に相談支援事業所が開設され、引き続き基幹相談支援センターと共に支援に努めてまいります。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

福祉サービスの利用促進や相談窓口の案内を、広報紙やウェブサイト等を通じて周知しております。

地域や関係機関から相談・通報等の情報が入り次第、速やかに自治体職員等が自宅を訪問して状況確認と支援を行っています。

虐待と認定した事例については、自立支援協議会において発生原因や課題を分析するケース検討（事例検証）を実施しております。自立支援協議会において自治体職員や障害福祉サービス事業所を対象とした虐待対応研修を定期的実施しており、今後も事例検証の結果を反映した研修の充実に努めてまいります。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害福祉サービスは法のとりの運用をしております。障害特性による個別事案につきましては、一律ではなく障害福祉サービス利用を検討しております。

7. 予防接種 **【健康・子育て課】**

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

高齢者の肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの自己負担については、およそ3割を目安としております。自己負担を無料にすることについては現時点では考えておりません。

- ★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

おたふくかぜの予防接種については、接種をしても抗体がつかない子が多いため、費用対効果があまり期待できないため、助成を現時点では考えておりません。

子供のインフルエンザにつきましては、令和8年10月より、受験生を対象とした一部補助を実施します。また、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンについては、定期開始後も一部助成を継続して行っています。なお、高齢者のRSウイルスワクチン、男性のHPVワクチンについての助成、高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の接種については、現時点では考えておりません。

8. 健診・検診 **【健康・子育て課】**

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

令和7年4月1日より産婦健診の助成を2回に拡充しています。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

令和8年5月より、隔月実施しております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

令和2年度より妊婦歯科健診への助成を実施しています。産婦歯科健診については現時点では考えておりません。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

現時点では考えておりません。

9. 地域の保健・医療 **【健康・子育て課】**

①公立病院の経営形態を維持してください。

町営の病院はございませんが、町内医療機関と連携し、医療体制の確保に努めます。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

現時点では考えておりません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書 **【住民課】【福祉課】【学校教育課】**

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

令和8年度より町の事業として実施しております。

⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

今後検討してまいります。

⑧中学校の給食費を無償にしてください。

今後国への要望を検討してまいります。

⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書 **【住民課】【福祉課】【学校教育課】【健康・子育て課】**

①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

令和8年度より町の事業として実施しております。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

今後検討してまいります。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

今後県への要望を検討してまいります。

- ⑤地域に必要な病床を確保してください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

意見書・要望書を提出することは考えておりません。

以上